厚生労働省発子0508第1号 平成30年5月8日 第一次改正 厚生労働省発子0606第2号 令和元年6月6日

第二次改正 厚生労働省発子0605第4号 令 和 2 年 6 月 5 日

指定都市市長 各 中核市市長 殿 市区町村長

厚生労働事務次官 (公 印 省 略)

保育所等整備交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「保育所等整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

保育所等整備交付金交付要綱

(通則)

1 保育所等整備交付金(以下「交付金」という。)については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費(小規模保育事業所の場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村(特別区含む。以下同じ。)が買収する場合を含む。)、並びに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備及び保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所等待機児童の解消を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この交付金は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために市町村が策定する市町村整備計画(以下「整備計画」という。)に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に関する施設整備事業、防音壁設置計画(以下「設置計画」という。)に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁整備事業(以下「防音壁整備事業」という。)及び防犯対策強化整備計画(以下「防犯計画」という。)に基づいて実施される保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策強化整備事業(以下「防犯対策強化整備事業」という。)に交付する。

(定義)

4 この交付要綱において「保育所等」、「保育所機能部分」、「小規模保育事業所」、「防音壁 整備事業」、「防犯対策強化整備事業」とは、次の表に定める施設又は事業をいう。

区分	定義
保育所等	・児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第1項に規定する保育所

	(同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。)
	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法
	律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」)という。)第3条第
	1 項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要と
	する子どもに保育を実施する部分
	・認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(認定こ
	ども園法第 34 条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。)
	において、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設としての保育
	を実施する部分
	・平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の
	設置運営について」に基づき設置する保育所分園
	·平成 28 年 8 月 8 日府子本第 555 号·28 文科初第 682 号·雇児発 0808 第
	1 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚
	生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において
	新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼保連携
	型認定こども園分園・保育所型認定こども園分園において保育を必要とす
	る子どもに保育を実施する部分
	・認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けることができる幼稚園
	において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分(当該施設の定
	員が 20 人以上の場合に限る。)
	·平成 28 年 8 月 8 日府子本第 555 号·28 文科初第 682 号·雇児発 0808 第
保育所機能部分	1 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚
	生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において
	新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼稚園型
	認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部
	分
小規模保育事業所	・児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う事業所
叶 女 段散/生专业	・近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所等、保育所機能部分
防音壁整備事業	又は小規模保育事業所の防音壁設置に係る費用の一部を補助する事業
防犯対策強化	・施設の防犯対策を強化する観点から、保育所等又は小規模保育事業所の防
整備事業	犯対策の強化に係る費用の一部を補助する事業

5 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容	
新設	創設	・新たに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所を整備する	
		こと。	

		(地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活
		用して、定員 30 名までの小規模な保育所を整備する事業を含む。)
修理	大規模修繕等	・既存施設について、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612002 号厚生労
		働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交
		付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備する
		こと。
		・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策として
		の高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業(以
		下「耐震化等整備事業」という。)においては、既存施設の耐震補強
		のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造
		等を行う次の整備をすること。
		① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等
		付帯設備の改造工事
		② その他必要と認められる上記に準ずる工事
改造	増築	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既
		存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
	改築	・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含
		む。)をすること。
		* 改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とするこ
		とができる。
		*地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備 (増
		改築及び改築)については、平成20年6月12日雇児発第0612010
		号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地すべり防止危険か
		所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り
		扱う。
整備	老朽民間児童	・社会福祉法人が設置する施設について、平成 20 年 6 月 12 日雇児発
	福祉施設整備	第 0612001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児
		童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備(一部改築を含
		む。)をすること。
	防音壁整備	・近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備
		(市町村が必要性を認めたものに限る。)
	 防犯対策の強	│ ・防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等
	化に係る整備	の設置・修繕等必要な安全対策に係る整備
		**

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業は、次の表の①の施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠((4))防音壁を設置する施設及び(5))防犯対策の強化に係る整備を行う施設を除く。)により、③欄に定める設置主体が設置する施設に係る施設整備事業に対し、市

町村が行う補助事業 ((3) 小規模保育事業所については公立施設の施設整備事業を除く。) とする。

する。		
① 施設の種類	② 設置根拠	③ 設置主体
(1)保育所等	児童福祉法第 35 条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社
	及び同法第 56 条の8第3	団法人、公益財団法人又は学校法人
	項並びに認定こども園法	(幼保連携型認定こども園を構成
	第 17 条第 1 項及び同法第	する幼稚園及び保育所の設置者が
	34条第3項	同一の学校法人であって、当該保育所
		の施設整備を行う場合に限る。)
		(以下「社会福祉法人等」という。)
		ただし、「子育て安心プラン実施計画」
		の採択を受けている市町村又は、「子
		育て安心プラン実施計画」の採択を受
		けていない市町村のうち財政力指数
		が 1.0 未満の市町村は、市町村が認め
		た者(公立施設を除く。)とする。
(2)保育所機	認定こども園法第3条第	社会福祉法人又は学校法人(幼稚園型
能部分	2項第1号及び第4項第	認定こども園を構成する幼稚園の設
	1号	置者と同一の学校法人が、当該保育所
		機能部分の施設整備を行う場合に限
		る。)
		ただし、「子育て安心プラン実施計画」
		の採択を受けている市町村又は、「子
		育て安心プラン実施計画」の採択を受
		けていない市町村のうち財政力指数
		が 1.0 未満の市町村は、市町村が認め
		た者(公立施設を除く。)とする。
(3)小規模保	児童福祉法第 34 条の 15	市町村が認めた者(公立施設を含む。)
育	第1項及び第2項	
事業所		
(4)防音壁を	_	本表「①施設の種類」の(1)(2)(3)
設		に応じた「③設置主体」
置する施設		
(5)防犯対策	_	本表「①施設の種類」の(1)(3)に応
の		じた「③設置主体」
強化に係る		
整備を行う		
施設		

(交付金の対象除外)

- 7 この交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。
- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると 認められる場合における当該建物の買収を除く。) に要する費用
- (3)職員の宿舎に要する費用
- (4)防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (5) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (6) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、市町村に対し、整備計画、設置計画又は防犯計画(以下「整備計画等」 という。)に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、そ の交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる ものとする。

- (1) 6の(1) の事業(保育所等)
 - ア 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が 1.0 未満の市町村又は財政力指数が 1.0 以上であって、整備を行う年度(以下「整備年度」という。)の4月1日現在の待機児童数が 10 人以上、かつ当該年度の保育拡大量が 90 人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、「子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所等が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申込児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分(「〇歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。以下同じ。)の利用定員総数が増加する施設整備事業
 - (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-1、別表2-1で定める基準により算出した基準額の合計を交付 基礎額とする。
 - (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

- (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-1、別表1-2、別表2-2で定める基準により算出した基準額 の合計を交付基礎額とする。
- (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- (2)6の(2)の事業(保育所機能部分)
 - ア 市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築、改築及び 老朽民間児童福祉施設整備に限る。)
 - (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-3、別表2-5で定める基準により算出した基準額の合計を交付 基礎額とする。
 - (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 3 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1 9 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

- (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-4で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。
- (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 4 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1 9 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 6の(3) の事業(小規模保育事業所)

- ア 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が 1.0 未満の市町村又は財政力指数が 1.0 以上であって、整備年度の 4 月 1 日現在の待機児童数が 10 人以上、かつ当該年度の保育拡大量が 90 人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、「子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の 4 月 1 日時点の申込児童数が整備年度の 4 月 1 日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業
 - (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-5、別表2-8で定める基準により算出した基準額の合計を交付 基礎額とする。
 - (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-5、別表1-6、別表2-9で定める基準により算出した基準額

- の合計を交付基礎額とする。
- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- (4) 6の(4)の事業(防音壁を設置する施設)

市町村が策定する設置計画に基づく施設整備事業

- (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-7で定める基準額を交付基礎額とする。
- (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 7 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1 9 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- (5) 6の(5)の事業(防犯対策の強化に係る整備を行う施設) 市町村が策定する防犯計画に基づく施設整備事業
 - ① 門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合
 - (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-8の第3欄のアで定める基準額を交付基礎額とする。
 - (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 8 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1 9 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
 - ② 非常通報装置等の設置の場合
 - (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位 ごとに、別表1-8の第3欄のイで定める基準額を交付基礎額とする。
 - (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表に掲げる施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあっては、次により算定するものとする。ただし、対象となる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基

づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律 第 79 号) 第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律 第 14 号) 第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合、8 の (1) (2) (3)、9 の (2) (3) (4) の算定にあっては、算出された基準額に対して、0.08 を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

- (1)次の表の①に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施 設整備事業
 - (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2-3、別表2-6、別表2-10で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。
 - (4) 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1-1、別表1-3、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- (2)次の表の②③に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の 施設整備事業
 - (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2-4、別表2-7、別表2-11で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。
 - (4) 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1-1、別表1-3、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- (3)次の表の④に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施 設整備事業
- 8の(1)(2)(3)、9の(2)について交付金の交付額の算定にあっては、「交付基準額表」中、「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。
- (4)次の表の⑤に掲げる「保育所等」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業 8の(1)(3)、9の(1)(2)(3)に基づいて算定し、「交付基準額表」中、「待機 児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算 出するものとする。
 - ① 沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) 第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
 - ② 過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年法律第 15 号) 第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合

- ③ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))
- ④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条 第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基 づき政令で定める施設
- ⑤ 平成 28 年4月7日雇児発第 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、参加する自治体が当該事業を行う場合

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合において、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものとする。

(交付の条件)

- 11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
 - (1)事業の内容のうち、整備計画等に記載された建物等の用途を変更する場合には、当該 都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあって は四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければなら ない。
 - (2)整備計画等に記載された事業を中止又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
 - (3)整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) この交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を 作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び 証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その 承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (5) 市町村は社会福祉法人等の事業者に対してこの交付金を財源の一部として補助金を 交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
 - ア (1)~(3)に掲げる条件
 - この場合において、「地方厚生(支)局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
 - イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得

- し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。) は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

- (6)(5)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ 地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けなければならない。
- (7)事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税又は地方消費税に係る仕入 控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に 納付させることがある。
- (8)事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を 国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 12 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
 - (1) 東京都以外
 - ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。
 - イ 道府県知事は、別紙1の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると 認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、地方厚生(支)局長が 別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

イ 都知事は、別紙1の申請書を受理したときは、関東信越厚生局長が別に定める日までに関東信越厚生局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12に定める申請手続に従い、別に指示する日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

14 地方厚生(支)局長は、12 又は 13 による申請書が到達した日から起算して原則として 2 月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

15 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備 事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から 10 日以内 に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により 12 月末日現在の状況を翌月 15 日 までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生(支)局長に報告しなけ ればならない。

(実績報告)

- 16 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。
 - (1) 東京都以外
 - ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11 の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、都知事を経由して、別紙6の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日の

いずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

17 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

18 特別の事情により、8、12、13、15 及び 16 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

		「理染、増改染、改染及ひ老朽民間児童 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所等	本体工事費	別表2に掲げる1施設当たりの		別表1-9の
		交付基準額を基準とする。	の整備と一体的に整	とおり
		※1 沖縄振興特別措置法(平成	備されるものであっ	
		14 年法律第 14 号)第4条第1	て、厚生労働大臣が	
		項に規定する沖縄振興計画に基	必要と認めた整備を	
		づく事業、過疎地域自立促進特	含む。)に必要な工事	
		別措置法(平成 12 年法律第 15	費又は工事請負費	
		号)第6条第1項に規定する過	(7に定める費用を	
		疎地域自立促進市町村計画に基	除く。)、工事事務費	
		づく事業、山村振興法(昭和 40	(工事施工のため直	
		年法律第64号)第8条第1項に	接必要な事務に要す	
		規定する山村振興計画に基づく	る費用であって、旅	
		事業、南海トラフ地震に係る地	費、消耗品費、通信運	
		震防災対策の推進に関する特別	搬費、印刷製本費及	
		措置法(平成 25 年法律第 87 号)	び設計監督料等をい	
		第 12 条第1項に規定する津波	い、その額は、工事費	
		避難対策緊急事業計画に基づい	又は工事請負費の	
		て実施される事業のうち、同項	2.6%に相当する額	
		第4号に基づき政令で定める施	を限度額とする。以	
		設として行う事業、待機児童解	下同じ。)、実施設計	
		消に向けて緊急的に対応する施	に要する費用、開設	
		策に基づく事業を含む。	準備に必要な費用、	
			新たに土地を賃借し	
		※2 豪雪地帯対策特別措置法	て整備する場合に必	
		(昭和 37 年法律第 73 号)第 2	要な賃借料(敷金を	
		条第2項の規定に基づき指定さ	除き礼金を含む。)、	
		れた特別豪雪地帯、奄美群島振	定期借地権契約によ	
		興開発特別措置法(昭和 29 年法	り土地を確保し整備	
		律第 189 号)第1条に規定され	する場合に必要とな	
		た奄美群島、離島振興法(昭和	る権利金や前払地代	
		28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1	などの一時金。	
		項の規定に基づき指定された離	ただし、別の補助	
		島振興対策実施地域、小笠原諸	金等又はこの種目と	
		島振興開発特別措置法(昭和 44	は別の種目において	
		年法律第79号)第4条第1項に	別途交付対象とする	
		規定された小笠原諸島又は沖縄	費用を除き(以下同	

1	T	
	振興特別措置法(平成14年法律	じ。)、工事費又は工
	第14号)第3条第1項第3号に	事請負費には、これ
	規定された離島のいずれかに所	と同等と認められる
	在する場合は、上記に定める方	委託費、分担金及び
	法により算定された基準額に対	適当と認められる購
	して 0.08 を乗じて得た額を加	入費等を含む。(以下
	算する。	同じ。)
解体撤去工	別表2に掲げる1施設当たりの交	解体撤去に必要な工
事費及び仮	付基準額を基準とする。※1、※2	事費又は工事請負費及
設施設整備	について同上。	び仮設施設整備に必要
工事費(災害		な賃借料、工事費又は
復旧に係る		工事請負費
仮設施設整		
備工事費は		
除く。)		

(大規模修繕等)

1 区分 2 種目 3 基準 4 対象経費 5 負担 保育所等 本体工事費 大規模修繕等その他特別 施設の整備(施設の整 別表 1 - とおり な工事費(耐震化等整備事業 における大規模修繕等を含 む。)については、次のいずれ が働大臣が必要と認め か低い方の価格に別表 1 - た整備を含む。)に必要	<u>割合</u> · 9 の
な工事費(耐震化等整備事業 備と一体的に整備され とおりにおける大規模修繕等を含 るものであって、厚生む。)については、次のいずれ 労働大臣が必要と認め	90
における大規模修繕等を含 るものであって、厚生む。)については、次のいずれ 労働大臣が必要と認め	
む。)については、次のいずれ 労働大臣が必要と認め	
か低い方の価格に別表1一 た整備を含む)に必要	
7 BV 73 V M H 1 - 73 E M 2 1 - 6.71 - 22 Z	
9に定める国の負担割合を な工事費又は工事請負	
乗じた額を基準に厚生労働 費(7に定める費用を	
大臣が必要と認めた額とす 除く。)、工事事務費(工	
る。 事施工のため直接必要	
(1)公的機関(都道府県又 な事務に要する費用で	
は市町村の建築課等)のあって、旅費、消耗品	
見積り 費、通信運搬費、印刷	
(2)工事請負業者2社の見 製本費及び設計監督料	
積もり 等をいい、その額は、	
工事費又は工事請負費	
の 2.6%に相当する額	
を限度額とする。以下	
同じ。)、実施設計に要	
する費用。	
ただし、別の補助金	
等又はこの種目とは別	
の種目において別途交	
付対象とする費用を除	
き(以下同じ。)、工事	
費又は工事請負費に	
は、これと同等と認め	
られる委託費、分担金	
及び適当と認められる	
購入費等を含む。(以下	
同じ。)	
仮設施設整備工 大規模修繕等(耐震化整備 仮設施設整備に必要	
事費(災害復旧に 事業を含む。)については、厚 な賃借料、工事費又は	
係る仮設施設整 生労働大臣が必要と認めた額 工事請負費	
備工事費は除しまする。	
(.)	

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

	(創設、塩	9築、増改築、改築及び老朽民間児童	重福祉施設整備 <i>)</i>	
1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所	本体工事費	別表2に掲げる1施設当た	施設の整備(施設	別表1-9の
機能部分		りの交付基準額を基準とする。	の整備と一体的に整	とおり
		※1 沖縄振興特別措置法(平	備されるものであっ	
		成 14 年法律第 14 号) 第 4 条	て、厚生労働大臣が	
		第1項に規定する沖縄振興	必要と認めた整備を	
		計画に基づく事業、過疎地域	含む。)に必要な工事	
		自立促進特別措置法(平成12	費又は工事請負費	
		年法律第 15 号) 第6条第1	(7に定める費用を	
		項に規定する過疎地域自立	除く。)、工事事務費	
		促進市町村計画に基づく事	(工事施工のため直	
		業、山村振興法(昭和 40 年	接必要な事務に要す	
		法律第64号)第8条第1項	る費用であって、旅	
		に規定する山村振興計画に	費、消耗品費、通信運	
		基づく事業、南海トラフ地震	搬費、印刷製本費及	
		に係る地震防災対策の推進	び設計監督料等をい	
		に関する特別措置法(平成 25	い、その額は、工事費	
		年法律第87号)第12条第1	又は工事請負費の	
		項に規定する津波避難対策	2.6%に相当する額	
		緊急事業計画に基づいて実	を限度額とする。以	
		施される事業のうち、同項第	下同じ。)、実施設計	
		4号に基づき政令で定める	に要する費用。	
		施設として行う事業を含む。	ただし、別の補助	
			金等又はこの種目と	
		※2 豪雪地帯対策特別措置	は別の種目において	
		法(昭和 37 年法律第 73 号)		
		第2条第2項の規定に基づ	費用を除き(以下同	
		き指定された特別豪雪地帯、	じ。)、工事費又は工	
		奄美群島振興開発特別措置	事請負費には、これ	
		法(昭和 29 年法律第 189 号)	と同等と認められる	
		第 1 条に規定された奄美群	委託費、分担金及び	
		島、離島振興法(昭和 28 年	適当と認められる購	
		法律第72号)第2条第1項	入費等を含む。(以下	
		の規定に基づき指定された	同じ。)	
		離島振興対策実施地域、小笠		
		原諸島振興開発特別措置法		
		(昭和 44 年法律第 79 号) 第		

	4条第1項に規定された小笠	
	原諸島又は沖縄振興特別措	
	置法(平成14年法律第14号)	
	第3条第1項第3号に規定さ	
	れた離島のいずれかに所在	
	する場合は、上記に定める方	
	法により算定された基準額	
	に対して 0.08 を乗じて得た	
	額を加算する。	
解体撤去工事費	別表2に掲げる1施設当たり	解体撤去に必要な工
及び仮設施設整	の交付基準額を基準とする。※	事費又は工事請負費及
備工事費(災害復	1、※2について同上。	び仮設施設整備に必要
旧に係る仮設施		な賃借料、工事費又は
設整備工事費は		工事請負費
除く。)		

(大規模修繕等)

1 区分 2 種目 3 基準			(大規模修繕等) 		ı
機能部分 事費(耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。)については、次のいずれか低い方の価格に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を基準に厚生労働大下必要と認めた額とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り(2)工事請負業者2社の見積もり(2)工事請負業者2社の見積もり(2)工事請負業者2社の見積をいい、不動調とである事務に要する事務に要な事務に要する事務に要な事務に要する事務といい、不動調とである事務といい、不動調とである事務といい、不動調とである事務といい、不動調とである事務といい、不動調とである事務といい、不動調とである事務といい、不動調とである事務といい、不動調とである事務といい、不動調とである事務といい、不動調とである事務といい、不動調とである事務といい、不動調とである事務といい、不動調とのである事務といい、不動調といい、一般である事務に要する事務といい、不動調とである事務といい、不動調とのである事務といい、不動調とである事務といい、不動調とのである事務といい、不動調とのである事務といい、本動にである事務といい、本動にである事務といい、本事の表別を書き、当時の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
る大規模修繕等を含む。)については、次のいずれか低い方の価格に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額と表。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り(2)工事請負業者2社の見積もり(2)工事請負業者2社の見積もり(2)工事請負業者2社の見積を対象を選別を変な事務に要する費用を除って、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する。以下同じ。)、実施設計に要する費用。ただし、別の補助金等又はこの種に割する要用。ただし、別の補助金等又は二事請負費の2.6%に相当する。以下同じ。)、実施設計に要する費用。ただし、別の補助金等及はこの種に関連を対象をでは、の種目と別をでは、の種目と別をでは、これと同費と認められる委託では、これと同事等と認められる委託で、公民を認められる委託で、大規模修繕等(耐震化整備事業を含む。)については、厚生労働大で設施設整備に必要な関連を関する。 「仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備に必要と認めた額とする。」については、厚生労働大で対象を対象が対象を含む。)については、厚生労働大で設施設整備に必要な賃借料、工事請負費	保育所	本体工事費	大規模修繕等その他特別な工	施設の整備(施設の	別表1-9の
では、次のいずれか低い方の価格に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り(2)工事請負業者2社の見積もり (2)工事請負業者2社の見積もり (2)工事請負業者2社の見積もり (2)工事請負業者2社の見積を設備とする。以下同じ。)、実施設計に要する要用を終く。の、工事変ととの類は、工事変又は工事請負費をいい、その額は、工事変又は工事請負費をいい、その額は、工事変又は工事請負費をいい、その額は、工事変別は、工事変別は、工事変別は、工事変別は、工事変別は、工事変別は、工事変別は、工事変別は、工事変別は、工事変別は、工事変別は、工事変別は、これと同じ、)、工事費別は、これと同じ、)、工事費別は、これと同等と認められる要託の表記を対理を対しませ、これと同等と認められる要託と認められる要託と認められる要託と認められる要託と認められる要託と認められる要託と認められる要託と認められる要託と認められるの表記を対理を対しませ、これと同等を含む。(以下同じ。) 「仮と施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設を備工事を含む。)については、厚生労働大事でを含む。(以下同じ、) 「仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設を備に必要と認めた額とする。	機能部分		事費(耐震化等整備事業におけ	整備と一体的に整備さ	とおり
格に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り(2)工事請負業者2社の見積もり(2)工事請負業者2社の見積もり(2)工事請負業者2社の見積を要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる要託費、方担金及び適当と認められる場所入費等を含む。(以下同じ。) (仮と施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備工工事費又は工事費又は工事費又は工事請負費に必要を認めた額とする。)については、厚生労働大事等を含む。)については、厚生労働大事業を含む。)については、厚生労働大事業を含む。)については、厚生労働大事業を含む。)については、厚生労働大事業を含む。)については、厚生労働大事業を含む。)については、厚生労働大事業を含む。)については、厚生労働大事業を含む。(以下同じ。)			る大規模修繕等を含む。)につい	れるものであって、厚	
担割合を乗じた額を基準に厚生 労働大臣が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者2社の見積 もり (2)工事請負業者2社の見積 もり (2)工事請負業者2社の見積 もり (2)工事請負業者2社の見積 もり (2)工事請負業者2社の見積 と変な事務に要する費用であって、旅費、消耗 品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額をする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負と認められる委託費、分担金及び適当と認められる。 変託費、分担金及び適当と認められる。 (以下同じ。) (反診施設整備工事費(災害復旧に係る仮診施設整備工事を含む。)については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。 (2) で要等を含む。(以下同じ。)			ては、次のいずれか低い方の価	生労働大臣が必要と認	
労働大臣が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り(2)工事請負業者2社の見積もり (2)工事請負業者2社の見積もり(2)工事請負業者2社の見積もり。 を要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督科等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下要する費用。ただし、別の補助金等又はこの種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、実施設計に要する費用。ただし、別の補助金等又は二の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる要託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) 「仮設施設整備工事」大規模修繕等(耐震化整備事業を含む。)については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。 「の設施設整備に必要な質借料、工事費又は工事請負費			格に別表1-9に定める国の負	めた整備を含む。)に必	
る。 (1)公的機関(都道府県又は市 町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者2社の見積 もり (2)工事請負業者2社の見積 品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目とおいて別を交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費 又は工事請負費には、これと同等と認められる 要託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) (以下同じ。) (以下可能)			担割合を乗じた額を基準に厚生	要な工事費又は工事請	
(1)公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者2社の見積 日野 (2)工事請負業者2社の見積 日野 (2)工事請負業者2社の見積 日野 (2)工事請負業者2社の見積 日野 (2)工事請負費の 2.6%に相当する額を 限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる課入費等を含む。(以下同じ。) (以下同じ。) (以下可等と認められる議論 (以下同じ。) (以下而じ。) (以下而じ。) (以下而じ。) (以下而じ。) (以下而じ。) (以下而じ。) (以下而じ。) (以下而じ。) (労働大臣が必要と認めた額とす	負費(7に定める費用	
町村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者2社の見積 もり (2) 工事請負業者2社の見積 もり と要な事務に要する費用であって、旅費、消耗 品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる委託費、分担金及び適当と認められる委託費、分担金及び適当と認められるのよりについては、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる「大規模修繕等(耐震化整備事業を含む。(以下同じ。) (仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備に必要と認めた額とする。 (以下のしていまり、「大規模修繕等)については、「京生労働大る仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費			る。	を除く。)、工事事務費	
(2) 工事請負業者 2 社の見積			(1)公的機関(都道府県又は市	(工事施工のため直接	
日の 日本			町村の建築課等)の見積り	必要な事務に要する費	
製本費及び設計監督料 等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を 限度額とする。以下同 じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金 等又はこの種目とは別 の種目において別途交 付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費 又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び 適当と認められる購入 費等を含む。(以下同 じ。) 仮設施設整備工事 費(災害復旧に係を含む。)については、厚生労働大 る仮設施設整備工 臣が必要と認めた額とする。			(2)工事請負業者2社の見積	用であって、旅費、消耗	
等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を 限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) 、			も り	品費、通信運搬費、印刷	
事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を 限度額とする。以下同 じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金 等又はこの種目とは別 の種目において別途交 付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費 又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び 適当と認められる購入 費等を含む。(以下同じ。) 仮設施設整備工事 費(災害復旧に係る仮設施設整備工を含む。)については、厚生労働大 を含む。)については、厚生労働大 を質問料、工事費又は 工事請負費				製本費及び設計監督料	
2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) (仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備工を含む。)については、厚生労働大な賃借料、工事費又は工事請負費				等をいい、その額は、工	
限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる場入費等を含む。(以下同じ。) (仮設施設整備工事費(災害復旧に係を含む。)については、厚生労働大る仮設施設整備工				事費又は工事請負費の	
じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) 仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備工事で含む。)については、厚生労働大る賃借料、工事費又は工事請負費				2.6%に相当する額を	
る費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) 仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備工を含む。)については、厚生労働大る賃借料、工事費又は工事請負費				限度額とする。以下同	
ただし、別の補助金 等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) 仮設施設整備工事費(災害復旧に係を含む。)については、厚生労働大る仮設施設整備工を含む。)については、厚生労働大る仮設施設整備工を含む。)については、厚生労働大な賃借料、工事費又は工事請負費				じ。)、実施設計に要す	
等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) 「仮設施設整備工事」で設施後に必要である。 「大規模修繕等(耐震化整備事業である。)については、厚生労働大な賃借料、工事費又は、工事請負費				る費用。	
の種目において別途交 付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費 又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) 仮設施設整備工事費(災害復旧に係を含む。)については、厚生労働大る仮設施設整備工を含む。)については、厚生労働大な賃借料、工事費又は工事請負費				ただし、別の補助金	
付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) (仮設施設整備工事費(災害復旧に係るの設施設整備工)については、厚生労働大な賃借料、工事費又は工事請負費				等又はこの種目とは別	
き(以下同じ。)、工事費 又は工事請負費には、 これと同等と認められ る委託費、分担金及び 適当と認められる購入 費等を含む。(以下同 じ。) 仮設施設整備工事 大規模修繕等(耐震化整備事業 仮設施設整備に必要 費(災害復旧に係 を含む。)については、厚生労働大 る仮設施設整備工 臣が必要と認めた額とする。 工事請負費				の種目において別途交	
又は工事請負費には、 これと同等と認められる委託費、分担金及び 適当と認められる購入 費等を含む。(以下同 じ。) 仮設施設整備工事 費(災害復旧に係を含む。)については、厚生労働大な賃借料、工事費又は る仮設施設整備工をごめた額とする。 工事請負費				付対象とする費用を除	
これと同等と認められる る委託費、分担金及び 適当と認められる購入 費等を含む。(以下同 じ。) 仮設施設整備工事 大規模修繕等(耐震化整備事業 仮設施設整備に必要 費(災害復旧に係 を含む。)については、厚生労働大 な賃借料、工事費又は る仮設施設整備工 臣が必要と認めた額とする。 工事請負費				き(以下同じ。)、工事費	
る委託費、分担金及び 適当と認められる購入 費等を含む。(以下同 じ。) 仮設施設整備工事 費(災害復旧に係 る仮設施設整備工 を含む。)については、厚生労働大 を含む。)については、厚生労働大 を含む。)については、厚生労働大 な賃借料、工事費又は 工事請負費				又は工事請負費には、	
適当と認められる購入 費等を含む。(以下同 じ。) 仮設施設整備工事 大規模修繕等(耐震化整備事業 仮設施設整備に必要 費(災害復旧に係 を含む。)については、厚生労働大 な賃借料、工事費又は る仮設施設整備工 臣が必要と認めた額とする。 工事請負費				これと同等と認められ	
費等を含む。(以下同じ。) 仮設施設整備工事 大規模修繕等(耐震化整備事業 仮設施設整備に必要 費(災害復旧に係 を含む。)については、厚生労働大 な賃借料、工事費又は る仮設施設整備工 臣が必要と認めた額とする。 工事請負費				る委託費、分担金及び	
じ。) 仮設施設整備工事				適当と認められる購入	
仮設施設整備工事 大規模修繕等(耐震化整備事業 仮設施設整備に必要 費(災害復旧に係 を含む。)については、厚生労働大 な賃借料、工事費又は る仮設施設整備工 臣が必要と認めた額とする。 工事請負費				費等を含む。(以下同	
費(災害復旧に係 を含む。)については、厚生労働大 な賃借料、工事費又は る仮設施設整備工 臣が必要と認めた額とする。 工事請負費				じ。)	
る仮設施設整備工 臣が必要と認めた額とする。 工事請負費		仮設施設整備工事	大規模修繕等(耐震化整備事業	仮設施設整備に必要	
		費(災害復旧に係	を含む。)については、厚生労働大	な賃借料、工事費又は	
事費は除く。)		る仮設施設整備工	臣が必要と認めた額とする。	工事請負費	
		事費は除く。)			

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

		「		
1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
小規模保	本体工事費	別表2に掲げる1施設当たりの		別表1-9の
育事業所		交付基準額を基準とする。	の整備と一体的に整	とおり
		※1 沖縄振興特別措置法(平成	備されるものであっ	
		14 年法律第 14 号)第4条第1	て、厚生労働大臣が	
		項に規定する沖縄振興計画に基	必要と認めた整備を	
		づく事業、過疎地域自立促進特	含む。)に必要な工事	
		別措置法(平成 12 年法律第 15	費又は工事請負費	
		号)第6条第1項に規定する過	(7に定める費用を	
		疎地域自立促進市町村計画に基	除く。)、工事事務費	
		づく事業、山村振興法(昭和 40	(工事施工のため直	
		年法律第64号)第8条第1項に	接必要な事務に要す	
		規定する山村振興計画に基づく	る費用であって、旅	
		事業、南海トラフ地震に係る地	費、消耗品費、通信運	
		震防災対策の推進に関する特別	搬費、印刷製本費及	
		措置法(平成25年法律第87号)	び設計監督料等をい	
		第 12 条第1項に規定する津波	い、その額は、工事費	
		避難対策緊急事業計画に基づい	又は工事請負費の	
		て実施される事業のうち、同項	2.6%に相当する額	
		第4号に基づき政令で定める施	を限度額とする。以	
		設として行う事業、待機児童解	下同じ。)、実施設計	
		消に向けて緊急的に対応する施	に要する費用、開設	
		策に基づく事業を含む。	準備に必要な費用、	
			新たに土地を賃借し	
		※2 豪雪地帯対策特別措置法	て整備する場合に必	
		(昭和 37 年法律第 73 号)第 2	要な賃借料(敷金を	
		条第2項の規定に基づき指定さ	除き礼金を含む。)、	
		れた特別豪雪地帯、奄美群島振	定期借地権契約によ	
		興開発特別措置法(昭和 29 年法	り土地を確保し整備	
		律第 189 号)第 1 条に規定され	する場合に必要とな	
		た奄美群島、離島振興法(昭和	る権利金や前払地代	
		28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1	などの一時金。	
		項の規定に基づき指定された離	ただし、別の補助	
		島振興対策実施地域、小笠原諸	金等又はこの種目と	
		島振興開発特別措置法(昭和 44	は別の種目において	
		年法律第79号)第4条第1項に	別途交付対象とする	
		規定された小笠原諸島又は沖縄	費用を除き(以下同	

1	T	
	振興特別措置法(平成14年法律	じ。)、工事費又は工
	第14号)第3条第1項第3号に	事請負費には、これ
	規定された離島のいずれかに所	と同等と認められる
	在する場合は、上記に定める方	委託費、分担金及び
	法により算定された基準額に対	適当と認められる購
	して 0.08 を乗じて得た額を加	入費等を含む。(以下
	算する。	同じ。)
解体撤去工	別表2に掲げる1施設当たりの交	解体撤去に必要な工
事費及び仮	付基準額を基準とする。※1、※2	事費又は工事請負費及
設施設整備	について同上。	び仮設施設整備に必要
工事費(災害		な賃借料、工事費又は
復旧に係る		工事請負費
仮設施設整		
備工事費は		
除く。)		

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合	
小規模保	本体工事費	大規模修繕等その他特別な	施設の整備(施設の整	別表1-9の	
育事業所		工事費(耐震化等整備事業に	備と一体的に整備さ	とおり	
		おける大規模修繕等を含む。)	れるものであって、厚		
		については、次のいずれか低	生労働大臣が必要と		
		い方の価格に別表1-9に定	認めた整備を含む。)		
		める国の負担割合を乗じた額	に必要な工事費又は		
		を基準に厚生労働大臣が必要	工事請負費(7に定め		
		と認めた額とする。	る費用を除く。)、工事		
		(1)公的機関(都道府県又	事務費(工事施工のた		
		は市町村の建築課等)の	め直接必要な事務に		
		見積り	要する費用であって、		
		(2)工事請負業者2社の見	旅費、消耗品費、通信		
		積もり	運搬費、印刷製本費及		
			び設計監督料等をい		
			い、その額は、工事費		
			又は工事請負費の		
			2.6%に相当する額を		
			限度額とする。以下同		
			じ。)、実施設計に要す		
			る費用。		
			ただし、別の補助金		
			等又はこの種目とは		
			別の種目において別		
			途交付対象とする費		
			用を除き(以下同		
			じ。)、工事費又は工事		
			請負費には、これと同		
			等と認められる委託		
			費、分担金及び適当と		
			認められる購入費等		
			を含む。(以下同じ。)		
	仮設施設整備工事	大規模修繕等(耐震化整備事	仮設施設整備に必		
	費(災害復旧に係	業を含む。)については、厚生	要な賃借料、工事費又		
	る仮設施設整備工	労働大臣が必要と認めた額と	は工事請負費		
	事費は除く。)	する。			

(防音壁整備)

1 5 ()	0 15 0	(防音壁整備)	4 +1 4 / 7 #	
1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防音壁整	本体工事費	防音壁の整備に係る工事費につい	施設の整備(施設	別表1-9の
備		ては、1施設当たり基準額を	の整備と一体的に整	とおり
		3, 527, 000 円(1/2 相当)とする。	備されるものであっ	
			て、厚生労働大臣が	
			必要と認めた整備を	
			含む。)に必要な工事	
			費又は工事請負費	
			(7に定める費用を	
			除く。)、工事事務費	
			(工事施工のため直	
			接必要な事務に要す	
			る費用であって、旅	
			費、消耗品費、通信運	
			搬費、印刷製本費及	
			び設計監督料等をい	
			い、その額は、工事費	
			又は工事請負費の	
			2.6%に相当する額	
			を限度額とする。以	
			下同じ。)、実施設計	
			に要する費用。	
			ただし、別の補助	
			金等又はこの種目と	
			は別の種目において	
			別途交付対象とする	
			費用を除き(以下同	
			じ。)、工事費又は工	
			事請負費には、これ	
			と同等と認められる	
			委託費、分担金及び	
			適当と認められる購	
			入費等を含む。(以下	
			同じ。)	

(防犯対策の強化に係る整備)

1 57/	0 14 0	(防犯対象の強化に除る釜浦)	1 ±1.4 √2 ±1	
1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防犯対策	本体工事費	防犯対策の強化に係る整備につい	防犯対策の強化に	別表1-9の
の強化に		ては、次の取り扱いとする。	係る整備に必要な工	とおり
係る整備			事費又は工事請負費	
		ア 門、フェンス等の外構の設置、	(7に定める費用を	
		修繕等	除く。)、工事事務費	
		次のいずれか低い方の価格(以	(工事施工のため直	
		下「外構の設置、修繕等に係る見積	接必要な事務に要す	
		り額」という。)に2分の1を乗じ	る費用であって、旅	
		た額とする。	費、消耗品費、通信運	
		(1)公的機関(都道府県又は市町	搬費、印刷製本費及	
		村の建築課等)の見積り	び設計監督料等をい	
		(2)工事請負業者2社の見積も	い、その額は、工事費	
		IJ	又は工事請負費の	
			2.6%に相当する額	
		※ただし、外構の設置、修繕等に係	を限度額とする。以	
		る見積り額が 300,000 円未満の場	下同じ。)、実施設計	
		合は、本事業の対象としない。	に要する費用。	
			ただし、別の補助	
		イ 非常通報装置等の設置	金等又はこの種目と	
		次のいずれか低い方の価格(以	は別の種目において	
		下「非常通報装置等の設置に係る	別途交付対象とする	
		 見積り額」という。)に2分の1を	費用を除き(以下同	
		 乗じた額と 900,000 円を比較して	 じ。)、工事費又は工	
		 いずれか少ない額とする。	 事請負費には、これ	
		 (1)公的機関(都道府県又は市町		
		 村の建築課等)の見積り	 委託費、分担金及び	
		(2)工事請負業者2社の見積も	適当と認められる購	
		()	入費等を含む。(以下	
			同じ。)	
		 ※ただし、非常通報装置等の設置	,	
		に係る見積り額が 300,000 円未満		
		の場合は、本事業の対象としない。		

別表1-9

保育所等整備交付金における施設整備事業の国、市町村、事業者の負担割合

	国	市町村	事業者
下記以外	1/2	1/4	1/4
		(※1)	(※1)
子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市町村が	2/3	1/12	1/4
策定する整備計画に基づく施設整備事業(8(1)ア又は		(※2)	(※2)
8 (3) アの事業に限る。)			
9の表の①に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策	3/4	1/8	1/8
の強化に係る整備を除く。)		(※3)	(※3)
9の表の②③に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対	5. 5/10	1/4	1/5
策の強化に係る整備を除く。)		(※4)	(※4)

- ※1 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/2
- ※2 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/3
- ※3 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/4
- ※4 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 4.5/10
- ※5 市町村は、上記の負担割合に応じて、事業者に対し、国の負担割合分と市町村の負担 割合分の合計額を補助する。

■本体工事費

単位:千円

=111111-7-2	基準額(1施設当たり)			
	標準	都市部		
定員20名以下	71,400	78,600		
定員21~30名	74,900	82,400		
定員31~40名	87,200	95,800		
定員41~70名	99,200	109,200		
定員71~100名	128,900	141,900		
定員101~130名	155,100	170,700		
定員131~160名	179,600	197,600		
定員161~190名	204,000	224,400		
定員191~220名	226,700	249,400		
定員221~250名	251,100	276,400		
定員251名以上	279,100	307,100		
特殊附帯工事	10,830			
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下	3	37		
定員21~30名	2	.8		
定員31~40名	2	.3		
定員41~70名	2	20		
定員71~100名	1	5		
定員101~130名	1	3		
定員131~160名		12		
定員161名以上		1		
土地借料加算		100		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部		
促進加算	2,280	2,530		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を 含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
 - (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち
 - 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交付基準額表 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円 基準額(1施設当たり) 煙準 都市部 定員20名以下 94.300 103.800 108.800 定員21~30名 98.800 定員31~40名 114.900 126.500 定員41~70名 131,100 144,200 定員71~100名 170,300 187,300 定員101~130名 204.800 225,300 定員131~160名 237,000 260,800 定員161~190名 269,400 296,400 299,400 329,200 定員191~220名 331,500 364,800 定員221~250名 368,500 405,200 定員251名以上 特殊附帯工事 14,200 本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て) 設計料加算 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算 開設準備費加算 定員20名以下 37 28 定員21~30名 定員31~40名 23 20 定員41~70名 定員71~100名 15 定員101~130名 13 定員131~160名 12 定員161名以上 11 土地借料加算 21,400

都市部

3 3 3 3 0

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

標準

2 990

- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を 会お。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。

(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

地域の余裕スペース活用

促進加算

- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交 付 基 準 額 表 (待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■不件工事員	基準額(1施設当たり)			
	標準	都市部		
定員20名以下	71,400	78,600		
定員21~30名	74,900	82,400		
定員31~40名	87,200	95,800		
定員41~70名	99,200	109,200		
定員71~100名	128,900	141,900		
定員101~130名	155,100	170,700		
定員131~160名	179,600	197,600		
定員161~190名	204,000	224,400		
定員191~220名	226,700	249,400		
定員221~250名	251,100	276,400		
定員251名以上	279,100	307,100		
特殊附帯工事	10,	10,830		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下	37			
定員21~30名	28			
定員31~40名	23			
定員41~70名	2	20		
定員71~100名		5		
定員101~130名	1	3		
定員131~160名	1	2		
定員161名以上	1	1		
土地借料加算	31,700			
定期借地権設定のため の一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所線価に基づき相続税における評価額の算出方法においては、固定資産税評価額に国税局長が定める何の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路 より算出された額(路線価が定められていない地域に 音率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部		
促進加算	10,140	11,160		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
 - (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「答項方効活用整備」、「治動電影機整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については
 - 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■个件工争其		半世.十〇		
	基準額(1施設当たり)			
	標準	都市部		
定員20名以下	94,300	103,800		
定員21~30名	98,800	108,800		
定員31~40名	114,900	126,500		
定員41~70名	131,100 144,200			
定員71~100名	170,300	187,300		
定員101~130名	204,800	225,300		
定員131~160名	237,000	260,800		
定員161~190名	269,400	296,400		
定員191~220名	299,400	329,200		
定員221~250名	331,500	364,800		
定員251名以上	368,500	405,200		
特殊附帯工事	14,	200		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下	37			
定員21~30名	28			
定員31~40名		3		
定員41~70名	2	0		
定員71~100名	1	5		
定員101~130名	1	3		
定員131~160名	1	2		
定員161名以上	1	1		
土地借料加算	41,	900		
定期借地権設定のため の一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める 線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域 おいては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国 の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)			
地域の余裕スペース活用	標準	都市部		
促進加算	13,210	14,670		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。

(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,429	1,573	1,886	2,076
定員21~30名	1,621	1,783	2,140	2,356
定員31~40名	2,163	2,378	2,856	3,141
定員41~70名	2,721	2,994	3,592	3,951
定員71~100名	3,837	4,222	5,067	5,573
定員101~130名	4,606	5,068	6,080	6,689
定員131~160名	5,758	6,334	7,601	8,362
定員161~190名	6,911	7,602	9,122	10,035
定員191~220名	8,063	8,868	10,641	11,706
定員221~250名	9,214	10,137	12,163	13,379
定員251名以上	10,367	11,403	13,684	15,051

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位: 千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,546	2,803	3,361	3,697
定員21~30名	3,108	3,420	4,103	4,514
定員31~40名	3,768	4,145	4,974	5,472
定員41~70名	5,234	5,758	6,911	7,601
定員71~100名	7,853	8,638	10,366	11,402
定員101~130名	9,425	10,367	12,439	13,684
定員131~160名	11,781	12,958	15,551	17,107
定員161~190名	12,881	14,169	17,002	18,703
定員191~220名	15,027	16,531	19,837	21,821
定員221~250名	17,174	18,892	22,671	24,937
定員251名以上	19,322	21,254	25,504	28,055

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	標準	都市部		
定員20名以下	53,500	58,900		
定員21~30名	56,100	61,700		
定員31~40名	65,100	71,800		
定員41~70名	74,500	81,900		
定員71~100名	96,700	106,400		
定員101~130名	116,300	127,900		
定員131~160名	134,700	148,000		
定員161~190名	153,000	168,300		
定員191~220名	169,900	187,000		
定員221~250名	188,300	207,300		
定員251名以上	209,400	230,100		
特殊附帯工事	8,050			
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下	2	7		
定員21~30名	2	0		
定員31~40名	1	6		
定員41~70名	1	4		
定員71~100名	1	1		
定員101~130名		9		
定員131~160名	9			
定員161名以上	1	3		
土地借料加算	12,	000		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部		
促進加算	1,720	1,950		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を 含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。 (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交 付 基 準 額 表 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単付:千円

■本件工争其	基準額(1施設当たり)			
	標準	都市部		
定員20名以下	70,700	77,800		
定員21~30名	74,100	81,600		
定員31~40名	86,200	94,700		
定員41~70名	98,200	108,200		
定員71~100名	127,700	140,500		
定員101~130名	153,500	168,900		
定員131~160名	177,700	195,500		
定員161~190名	202,100	222,100		
定員191~220名	224,500	246,900		
定員221~250名	248,500	273,500		
定員251名以上	276,400	303,900		
特殊附帯工事	10,580			
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、コ	上地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額	に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下		27		
定員21~30名		20		
定員31~40名		16		
定員41~70名		14		
定員71~100名		11		
定員101~130名		9		
定員131~160名		9		
定員161名以上		8		
土地借料加算	15	,800		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部		
促進加算	2,280	2,530		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を 含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。 (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備文付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(法)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交 付 基 準 額 表 (待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)			
	標準	都市部		
定員20名以下	53,500	58,900		
定員21~30名	56,100	61,700		
定員31~40名	65,100	71,800		
定員41~70名	74,500	81,900		
定員71~100名	96,700	106,400		
定員101~130名	116,300	127,900		
定員131~160名	134,700	148,000		
定員161~190名	153,000	168,300		
定員191~220名	169,900	187,000		
定員221~250名	188,300	207,300		
定員251名以上	209,400	230,100		
特殊附帯工事	8,0	8,050		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下	27			
定員21~30名	20			
定員31~40名	1	16		
定員41~70名	1	14		
定員71~100名	1	11		
定員101~130名		9		
定員131~160名	9			
定員161名以上	8			
土地借料加算	23,800			
定期借地権設定のため の一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)			
地域の余裕スペース活用	用 標準	都市部		
促進加算	7,590	8,360		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。

(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

単位:千円

■本体工事費		
一 インバーナス		

■作件工事員	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	70,700	77,800	
定員21~30名	74,100	81,600	
定員31~40名	86,200	94,700	
定員41~70名	98,200	108,200	
定員71~100名	127,700	140,500	
定員101~130名	153,500	168,900	
定員131~160名	177,700	195,500	
定員161~190名	202,100	222,100	
定員191~220名	224,500	246,900	
定員221~250名	248,500	273,500	
定員251名以上	276,400	303,900	
特殊附帯工事	10,	580	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	27		
定員21~30名	20		
定員31~40名	16		
定員41~70名	14		
定員71~100名	11		
定員101~130名	9		
定員131~160名	9		
定員161名以上	8		
土地借料加算	31,300		
定期借地権設定のため の一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	10,140	10.820	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を 含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
 - (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,072	1,179	1,414	1,556
定員21~30名	1,215	1,338	1,605	1,766
定員31~40名	1,621	1,783	2,140	2,356
定員41~70名	2,040	2,245	2,694	2,964
定員71~100名	2,878	3,165	3,800	4,178
定員101~130名	3,455	3,800	4,559	5,016
定員131~160名	4,318	4,751	5,700	6,272
定員161~190名	5,182	5,701	6,842	7,525
定員191~220名	6,046	6,651	7,980	8,780
定員221~250名	6,911	7,602	9,122	10,035
定員251名以上	7,775	8,552	10,263	11,290

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,909	2,101	2,520	2,773
定員21~30名	2,332	2,564	3,077	3,386
定員31~40名	2,826	3,108	3,730	4,103
定員41~70名	3,925	4,318	5,182	5,700
定員71~100名	5,889	6,478	7,773	8,551
定員101~130名	7,068	7,775	9,329	10,263
定員131~160名	8,835	9,720	11,663	12,829
定員161~190名	9,660	10,627	12,751	14,027
定員191~220名	11,270	12,398	14,878	16,364
定員221~250名	12,881	14,169	17,003	18,703
定員251名以上	14,491	15,940	19,128	21,042

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/kmi以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	80,300	88,400	
定員21~30名	84,200	92,700	
定員31~40名	98,000	107,800	
定員41~70名	111,700	122,900	
定員71~100名	145,100	159,600	
定員101~130名	174,400	192,000	
定員131~160名	202,100	222,300	
定員161~190名	229,600	252,500	
定員191~220名	255,200	280,600	
定員221~250名	282,600	310,800	
定員251名以上	314,100	345,500	
特殊附帯工事	12,060		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	41		
定員21~30名	31		
定員31~40名	27		
定員41~70名	23		
定員71~100名	19		
定員101~130名	14		
定員131~160名	13		
定員161名以上	13		
土地借料加算	18,200		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	2,630	2,880	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額=幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費	(苻機児里解用に回げて緊急的に対応する施東に基	単位:千円		
	基準額(1施設	と当たり)		
	標準	都市部		
定員20名以下	80,300	88,400		
定員21~30名	84,200	92,700		
定員31~40名	98,000	107,800		
定員41~70名	111,700	122,900		
定員71~100名	145,100	159,600		
定員101~130名	174,400	192,000		
定員131~160名	202,100	222,300		
定員161~190名	229,600	252,500		
定員191~220名	255,200	280,600		
定員221~250名	282,600	310,800		
定員251名以上	314,100	345,500		
特殊附帯工事	12,060)		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地信 を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増	加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	41			
定員21~30名	31	31		
定員31~40名	27			
定員41~70名	23			
定員71~100名	19	19		
定員101~130名	14			
定員131~160名	13			
定員161名以上	13			
土地借料加算	35,800)		
定期借地権設定のため の一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等 線価に基づき相続税における評価額の算出方法により おいては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率 負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	算出された額(路線価が定められていない地域に		

都市部

12,530

- 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

標準

11,400

- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

地域の余裕スペース活用

促進加算

- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に 対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。

(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,608	1,769
定員21~30名	1,826	2,006
定員31~40名	2,433	2,676
定員41~70名	3,060	3,368
定員71~100名	4,317	4,750
定員101~130名	5,182	5,701
定員131~160名	6,478	7,126
定員161~190名	7,773	8,552
定員191~220名	9,070	9,976
定員221~250名	10,367	11,403
定員251名以上	11,662	12,829

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して O. 08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮設施設整備工事費

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,865	3,153
定員21~30名	3,498	3,846
定員31~40名	4,240	4,664
定員41~70名	5,889	6,478
定員71~100名	8,835	9,718
定員101~130名	10,601	11,662
定員131~160名	13,254	14,579
定員161~190名	14,491	15,940
定員191~220名	16,906	18,597
定員221~250名	19,322	21,253
定員251名以上	21,736	23,910

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して 0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■本体工事費

	基準額(1)	施設当たり)	
	標準	都市部	
定員20名以下	58,900	64,700	
定員21~30名	61,700	67,900	
定員31~40名	71,800	78,900	
定員41~70名	81,900	90,100	
定員71~100名	106,400	117,000	
定員101~130名	127,900	140,700	
定員131~160名	148,000	163,000	
定員161~190名	168,300	185,000	
定員191~220名	187,100	205,800	
定員221~250名	207,200	228,000	
定員251名以上	230,300	253,100	
特殊附帯工事	3,8	870	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	3	30	
定員21~30名	22		
定員31~40名	1	9	
定員41~70名	1	5	
定員71~100名	12		
定員101~130名	1	10	
定員131~160名	10		
定員161名以上	9		
土地借料加算	13,400		
地域の余裕スペース活用		都市部	
促進加算	1,950	2,070	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。 (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交 付 基 準 額 表 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1)	施設当たり)		
	標準	都市部		
定員20名以下	77,700	85,500		
定員21~30名	81,600	89,700		
定員31~40名	94,800	104,300		
定員41~70名	108,200	119,000		
定員71~100名	140,400	154,600		
定員101~130名	168,800	186,100		
定員131~160名	195,400	215,100		
定員161~190名	222,100	244,500		
定員191~220名	246,900	271,500		
定員221~250名	273,500	300,800		
定員251名以上	303,900	334,200		
特殊附帯工事	11,	11,720		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下	30			
定員21~30名	22			
定員31~40名	1	9		
定員41~70名	15			
定員71~100名	12			
定員101~130名	10			
定員131~160名	10			
定員161名以上	9			
土地借料加算	17,500			
地域の余裕スペース活用		都市部		
促進加算	2,530	2,750		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/kml以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。

(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交 付 基 準 額 表 (待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	58,900	64,700	
定員21~30名	61,700	67,900	
定員31~40名	71,800	78,900	
定員41~70名	81,900	90,100	
定員71~100名	106,400	117,000	
定員101~130名	127,900	140,700	
定員131~160名	148,000	163,000	
定員161~190名	168,300	185,000	
定員191~220名	187,100	205,800	
定員221~250名	207,200	228,000	
定員251名以上	230,300	253,100	
特殊附帯工事	8,8	370	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	30		
定員21~30名	22		
定員31~40名	19		
定員41~70名	15		
定員71~100名	1	2	
定員101~130名	1	0	
定員131~160名	1	0	
定員161名以上)	
土地借料加算	26,100		
定期借地権設定のため の一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	8,360 9,180		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。

(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費	千円
--------	----

	基準額(1施設当たり)			
	標準	都市部		
定員20名以下	77,700	85,500		
定員21~30名	81,600	89,700		
定員31~40名	94,800	104,300		
定員41~70名	108,200	119,000		
定員71~100名	140,400	154,600		
定員101~130名	168,800	186,100		
定員131~160名	195,400	215,100		
定員161~190名	222,100	244,500		
定員191~220名	246,900	271,500		
定員221~250名	273,500	300,800		
定員251名以上	303,900	334,200		
特殊附帯工事	11,	720		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下	30			
定員21~30名	22			
定員31~40名	19			
定員41~70名	15			
定員71~100名	12			
定員101~130名	1	0		
定員131~160名	1	0		
定員161名以上)		
土地借料加算	34,	34,400		
定期借地権設定のため の一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)			
地域の余裕スペース活用	標準	都市部		
促進加算	10,820	12,250		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において 児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を 含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
 - (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

■解体撤去工事費 単位:千円

- 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,179	1,299	1,555	1,713
定員21~30名	1,338	1,472	1,766	1,943
定員31~40名	1,783	1,962	2,356	2,591
定員41~70名	2,244	2,469	2,964	3,260
定員71~100名	3,165	3,484	4,178	4,597
定員101~130名	3,800	4,181	5,016	5,518
定員131~160名	4,751	5,226	6,272	6,898
定員161~190名	5,700	6,272	7,525	8,278
定員191~220名	6,651	7,317	8,780	9,658
定員221~250名	7,602	8,364	10,035	11,039
定員251名以上	8,551	9,408	11,289	12,418

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位: 千円

■以以心以正洲上于其				<u> </u>
	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,100	2,311	2,773	3,050
定員21~30名	2,564	2,822	3,387	3,724
定員31~40名	3,108	3,420	4,103	4,514
定員41~70名	4,318	4,751	5,700	6,272
定員71~100名	6,478	7,126	8,551	9,407
定員101~130名	7,775	8,551	10,263	11,289
定員131~160名	9,720	10,690	12,829	14,111
定員161~190名	10,627	11,689	14,026	15,431
定員191~220名	12,398	13,638	16,365	18,001
定員221~250名	14,169	15,586	18,703	20,573
定員251名以上	15,940	17,535	21,042	23,146

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島張興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	37,400
定員21~30名	39,200
定員31~40名	45,600
定員41~70名	52,100
定員71~100名	67,600
定員101~130名	81,500
定員131~160名	94,200
定員161~190名	107,100
定員191~220名	119,000
定員221~250名	131,700
定員251名以上	146,400

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交 付 基 準 額 表 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

単位:千円

■本体工事費

	1 — 111
	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	49,200
定員21~30名	51,800
定員31~40名	60,400
定員41~70名	68,600
定員71~100名	89,200
定員101~130名	107,500
定員131~160名	124,400
定員161~190名	141,300
定員191~220名	157,000
定員221~250名	173,900
定員251名以上	193,300

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	749	989
定員21~30名	851	1,122
定員31~40名	1,135	1,498
定員41~70名	1,428	1,884
定員71~100名	2,013	2,660
定員101~130名	2,416	3,192
定員131~160名	3,022	3,990
定員161~190名	3,627	4,788
定員191~220名	4,233	5,588
定員221~250名	4,837	6,385
定員251名以上	5,443	7,182

- ※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

		— — — — — — — — — — — — — — — — — — —
	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,337	1,765
定員21~30名	1,632	2,153
定員31~40名	1,978	2,610
定員41~70名	2,747	3,627
定員71~100名	4,123	5,443
定員101~130名	4,947	6,530
定員131~160名	6,184	8,164
定員161~190名	6,760	8,924
定員191~220名	7,889	10,413
定員221~250名	9,016	11,901
定員251名以上	10,143	13,389

- ※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■本体工事費 単位: 千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	56,100
定員21~30名	58,900
定員31~40名	68,400
定員41~70名	78,200
定員71~100名	101,400
定員101~130名	121,900
定員131~160名	141,400
定員161~190名	160,700
定員191~220名	178,500
定員221~250名	197,800
定員251名以上	219,700

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対してO. 08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,124
定員21~30名	1,277
定員31~40名	1,703
定員41~70名	2,143
定員71~100名	3,022
定員101~130名	3,627
定員131~160名	4,535
定員161~190名	5,443
定員191~220名	6,349
定員221~250名	7,256
定員251名以上	8,164

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して 得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない 場合は、「工事にかかる定員数 = 総定員数 × 改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※3 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

	T
	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	2,005
定員21~30名	2,448
定員31~40名	2,967
定員41~70名	4,122
定員71~100名	6,185
定員101~130名	7,421
定員131~160名	9,276
定員161~190名	10,142
定員191~220名	11,834
定員221~250名	13,524
定員251名以上	15,215

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して 得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない 場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※3 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■本体工事費 単位: 千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	41,200
定員21~30名	43,100
定員31~40名	50,200
定員41~70名	57,300
定員71~100名	74,400
定員101~130名	89,400
定員131~160名	103,700
定員161~190名	117,800
定員191~220名	130,800
定員221~250名	145,000
定員251名以上	161,200

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交 付 基 準 額 表 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	54,200
定員21~30名	57,000
定員31~40名	66,400
定員41~70名	75,500
定員71~100名	98,200
定員101~130名	118,100
定員131~160名	136,800
定員161~190名	155,400
定員191~220名	172,800
定員221~250名	191,400
定員251名以上	212,800

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■解体撤去工事費 単位: 千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	824	1,089
定員21~30名	936	1,236
定員31~40名	1,248	1,648
定員41~70名	1,571	2,074
定員71~100名	2,215	2,926
定員101~130名	2,660	3,510
定員131~160名	3,323	4,389
定員161~190名	3,990	5,267
定員191~220名	4,655	6,146
定員221~250名	5,322	7,023
定員251名以上	5,986	7,902

- ※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位: 千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,471	1,941
定員21~30名	1,795	2,369
定員31~40名	2,175	2,871
定員41~70名	3,022	3,990
定員71~100名	4,535	5,986
定員101~130名	5,443	7,182
定員131~160名	6,803	8,979
定員161~190名	7,438	9,816
定員191~220名	8,678	11,455
定員221~250名	9,917	13,091
定員251名以上	11,158	14,727

- ※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数 × 改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■本体工事費

畄位·千四

■个件工事具		
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	71,400	78,600
特殊附帯工事	10,830	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	Ban 注 供 共 nn 答 次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
用放竿佣負加昇 37		7
土地借料加算	16,100	
地域の余裕スペース活用	標準都市部	
促進加算	2,280	2,530

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの 費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。

(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■太休工重費

畄位·千四

■本体工事員····································		
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	94,300	103,800
特殊附帯工事	14,200	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
用政华哺复加昇	37	
土地借料加算	21,400	
地域の余裕スペース活用	標準	都市部
促進加算	2,990	3,330

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの 費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち
 - 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

 - 「保育所等整備交付金の基準額 = 基準額 幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費		
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	71,400	78,600
特殊附帯工事	10,	830
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
用政华哺复加昇	37	
土地借料加算	31,700	
定期借地権設定のため の一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)	
地域の余裕スペース活用	割 標準 都市部	
促進加算	10,140	11,160

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着エ日までの 費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された をうと 相尾された 融 母派兵が 京天地心域、 小立 水 語 母派兵 州 光 行 が 指 直 広 い 市 和 中 本 広 年 第 7 5 7 3 年 末 第 7 3 1 7 3 1 5 2 6 6 は、 小 笠 原 諸 島 又 は 沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 (平 成 1 4 年 法 律 第 1 4 8 5 9 3 条 第 1 項 第 3 号 に 規定 さ れ た 離 島 の い ず れ か に 所 在 す る 場 合 は 、 基 準 額 に 対 し て の 8 2 乗 じ て 得 ら れ た 額 を 加 算 す る こ と。 (設計 料 加 算 、 開 設 準 備 費 加 算 、 土 地 借 料 加 算 、 定 期 借 地 権 設 定 の た め の 一 時 金 加 算 を 除く。 千 円 未 満 切 捨 て 。)

- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の
 - 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交付基準額表 (津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位:千円	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	94,300	103,800	
特殊附帯工事	14,	200	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に	- 増加定員数を乗じて加算	
用政华哺复加昇	37		
土地借料加算	41,900		
定期借地権設定のため の一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	13,210	14,670	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの 費用を含む。
- ス活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 3 素当地市が34万が11億元人に中は5十六年末が37万を2本元名の人だに金ンと11年との127万が当市地域、電大学の域域開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。 (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち が、保護の主命として、国際が作用が助けてが、作品があった。 「食源有効活用整備」・「消融電影備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額一幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の

特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

■解体撤去工事費 単位: 千円

=/# PF JM Z = F Q	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,429	1,573	1,886	2,076

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

				一一一 一一 一 一 1 1 1
	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,546	2,803	3,361	3,697

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/kml以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島展興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

単位·千円

■太休丁事費

	<u> 本体工事具 </u>		
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	53,500	58,900	
特殊附帯工事	8,050		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
次に掲げる整備後の定員区分における交付基準		こ増加定員数を乗じて加算	
開設準備費加算	2	7	
土地借料加算	12,000		
地域の余裕スペース活用	スペース活用 標準 都市部		
促進加算	1,720	1,950	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの 費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合 は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
 - (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 (注) が 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注) 幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交 付 基 準 額 表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

_■本体工事費		単位:千円	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	70,700	77,800	
特殊附帯工事	10,580		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
別設準備費加算 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数:		こ増加定員数を乗じて加算	
用政华哺复加昇	27		
土地借料加算	15,800		
地域の余裕スペース活用	也域の余裕スペース活用 標準 都市部		
促進加算	2,280	2,530	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの 費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。

(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 初床産院主命とことで国の体育が印かてが推園的グルル改革順さり時に打かくがいては、 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊的帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■太休丁事費

単位·千円

■作件工事具		辛世・111	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	53,500	58,900	
特殊附帯工事	8,0	050	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
用政华哺复加昇	27		
土地借料加算	23,800		
定期借地権設定のため の一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する 国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の11 別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	7,590	8,360	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数 = 総定員数 × 整備する面積 / 整備後の総面積 」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日まで の費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校 公堂住宅、公民館 公有地、公園などの都市施設 など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法・昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定され 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
- (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位:千円	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	70,700	77,800	
特殊附帯工事	10,	580	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
用政华哺复加昇	27		
土地借料加算	31,300		
定期借地権設定のため の一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する 国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)		
地域の余裕スペース活用	標準	都市部	
促進加算	10,140	10,820	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日まで の費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。 (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

 - が成立の主じている。 「各派有効活用整備」「消融電影備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額(ごついては、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額—幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外			策緊急事業 〈事業の場合
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,072	1,179	1,414	1,556

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■佈設施設整備工事費

■以欧洲以王洲工于员				十四.111
	基準額(1施設当たり)			
	右記以外標準 都市部		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
			標準	都市部
定員20名以下	1,909	2,101	2,520	2,773

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島展興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■本体工事費

- イド・イク			
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	80,300	88,400	
特殊附帯工事	12,060		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
用政华哺复加昇	4	1	
土地借料加算	18,200		
地域の余裕スペース活用	香用 標準 都市部		
促進加算	2,630	2,880	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※7 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち
 - 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備なけるのは進額」は進額し、独番関知公の基準額(注)」で第字まること
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交 付 基 準 額 表 (待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費

		 1 1 1 1 1 1 1 1		
	基準額(1施設当たり)			
	標準	都市部		
定員20名以下	80,300	88,400		
特殊附帯工事	12,	060		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土 を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算 を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に	こ増加定員数を乗じて加算		
用政华佣其加昇	41			
土地借料加算	35,800			
定期借地権設定のため の一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する 税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定め られていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別 表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)			
地域の余裕スペース活用	標準	都市部		
促進加算	11,400	12,530		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※7 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。 (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
 - 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
 - (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

■肝体派公工予員		丰四.111
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,608	1,769

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮設施設整備工事費

	基準額(1施	設当たり)
	標準	都市部
定員20名以下	2,865	3,153

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km³以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村 については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■木休工車费

畄位, 土田

■个件工事具		丰世.				
	基準額(1施設当たり)					
	標準	都市部				
定員20名以下	58,900	64,700				
特殊附帯工事	8,870					
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土	地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)				
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算					
用政华哺其加昇	30					
土地借料加算	13,400					
地域の余裕スペース活用	標準	都市部				
促進加算	1,950	2,070				

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合 は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額一幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

_■本体工事費		単位:千円			
	基準額(1)	拖設当たり)			
	標準	都市部			
定員20名以下	77,700	85,500			
特殊附帯工事	11,720				
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)				
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算				
用政华哺食加昇	30				
土地借料加算	17,500				
地域の余裕スペース活用	標準	都市部			
促進加算	2,530	2,750			

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/kmのよの市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 相楽、 即後来等、と見が、)、い上等にかからながある。 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合 は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の
 - 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

出法,工田

■★はて車弗

■本体丄争貧		単位: 十円			
	基準額(1)	拖設当たり)			
	標準	都市部			
定員20名以下	58,900	64,700			
特殊附帯工事	3,8	370			
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)				
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算				
用政华哺复加昇	30				
土地借料加算	26,	100			
定期借地権設定のため の一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する 国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定 められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に 別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)				
地域の余裕スペース活用	標準	都市部			
促准加算	8.360	9 180			

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、 その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着エ日まで の費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペー -ス活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設 など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。 (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち が味運済全認とことも圏の休育所の方と別権圏の方の施設室偏で同時に行い、から行水所常工争対象争業のりち 「資源有効活用整備」、「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額ー幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交 付 基 準 額 表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

_■本体工事費		<u>単位:千円</u>			
	基準額(1)	拖設当たり)			
	標準	都市部			
定員20名以下	77,700	85,500			
特殊附帯工事	11,	720			
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)				
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算				
用政华哺其加昇	30				
土地借料加算	34,	400			
定期借地権設定のため の一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する 国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の11 別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切捨て)				
地域の余裕スペース活用	標準	都市部			
促進加算	10,820	12,250			

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、 整備後の総定員数の規模における基準観に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日まで の費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発 5 家畜地市対策特別指直法(昭和137年法律第13号)第2条第2項の規定に基フさ指定された行列家畜地域、電美群島振興開発 特別措置法(昭和129年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和128年法律第72号)第2条第1項の規定に 基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された 小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、 基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
- (設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。) ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月 12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち 「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、 「保育所等整備交付金の基準額=基準額一幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。 (注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の
 - 特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

■解体撤去工事費 単位: 千円

				十一十・「「」			
		基準額(1施設当たり)					
	右記	以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合				
	標準	都市部	標準	都市部			
定員20名以下	1,179	1,299	1,555	1,713			

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の 総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、 「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

- 灰欧龙龙亚洲——				<u> </u>		
	基準額(1施設当たり)					
	右記	以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合			
	標準	都市部	標準	都市部		
定員20名以下	2,100	2,311	2,773	3,050		

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額 を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別紙1

(様式1-1)

 第
 号

 年
 月
 日

地方厚生(支)局長 殿

市町村の長印

(元号) 年度保育所等整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 金 円
- 2 整備計画等概要 別紙のとおり(別紙1 様式1-2)
- 3 申請額算出内訳 別紙のとおり(別紙1 様式1-3)

(添付書類)

- ・市町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本
- (注)厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙1

(様式1-2)

保育所等整備計画書·防音壁設置計画書·防犯対策強化整備計画書

市町村名:県市

整備計画等の概要

(単位:千円)

施設名	施設種別	設置主体	所 在 地	整備区分	対象経費の 支出予定額	交付金 申請額	年次計画	抵当権 設定の 有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
		合計						

⁽注)抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。

様式1-2 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

<整備計画等の概要>

整備予定の保育所、認定こども園等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の支出予定額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

- ※「施設種別」:整備後の施設種別(保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定 こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚 園型認定こども園分園、小規模保育事業所の別)を記入すること。
- ※「整備区分」: 創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等・民老・防音壁整備 防犯対策強化整備のための門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合は「外構」、 非常通報装置等の設置の場合は「非常通報装置等」 の別を記入すること。
- ※「交付金申請額」:「交付金申請額」を算出し、記入すること。
- ※「年次計画」:単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%~ (元号) 年度●●%」と記入すること。
- ※「抵当権設定の有無」: 平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添 1 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」 第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について、〇を付すこと。
- ※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分(整備計画に基づく主な整備目的)を記入すること。

保育所等整備交付命申請額內訳

市町村名: 県	市								保育所等整值	11 文 11 立 中 前	ADE PINA						
							寄付金その他の収入		対象経費の		ウムサ7世 48	交付基础	を額の算定	ı			
区分	施認	名	総 A	事	業	費	額等	差引額 C (=A- B)	支出予定額 円 D (≦ A) F	選定額 IE P	交付基礎額 (設計料加算、開設準備費加算、 土地価料加算、定期信地構設定のた めの一時金加算を除く) F	豪雪地域等加算 G (= F × 8%) 円	交付基礎額 (設計料加算、開設準備費加算、 土地倍料加算、定期倍地機設定のた めの一時金加算分)	算定額合計 I (= F + G + H) 円	交付金基本額 田 田	交付金所要額	市町村負担額
8の(1)アに基づく 保育所等							2 13	O (1. B)			11	G (1 ·· 5/6) [1,		1 1 1	. 17	1
施設整備事業 [定額2/3相当]	小計		0														
8の(1)イに基づく 保育所等																	
施設整備事業 [定額1/2相当]	小計		2														
9の表の①に基づく 保育所等 施設整備事業																	
[定額3/4相当]	小 計		3			4											
9の表の②③に基づく 保育所等 施設整備事業																	
[定額5.5/10相当] 8の(2)に基づく	小 計		(4)														
保育所機能部分 施設整備事業																	
[定額1/2相当] 9の表の①に基づく	小 計		5														
保育所機能部分 施設整備事業 [定額3/4相当]	小計		(6)			1											
9の表の②③に基づく	/) FI		U .			1											
保育所機能部分 施設整備事業 [定額5.5/10相当]	小 計		(T)														
8の(3)アに基づく 小規模保育事業所						i											
施設整備事業 [定額2/3相当]	小計		8														
8の(3)イに基づく 小規模保育事業所																	
施設整備事業 [定額1/2相当]	小 計		9														
9の表の①に基づく 小規模保育事業所 施設整備事業																	
[定額3/4相当]	小 計		10			1											
9の表の②③に基づく 小規模保育事業所 施設整備事業																	
[定額5.5/10相当]	小計		11)														
8の(4)に基づく 防音壁整備事業 [定額1/2相当]																	
8の(5)①に基づく	小 計		12			\exists											
防犯対策強化 整備事業																	
[定額1/2相当] 8の(5)②に基づく	小 計		(13)														
防犯対策強化 整備事業 [定額1/2相当]	.i. 3		0			1											
した領域1/47世間」	小 計		(14)														

⁽¹⁾ 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。 (2) E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に2/3 (又は1/2、3/4、5.5/10)を乗じた額を記入すること。(小数点以下切り捨て) (3) E欄、I欄、J欄及び下場の利計及び合計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。(小数点以下切り捨て) (4) G欄には、設計料加算、開設準備物期等、土地情料加算及び定期借地権設定のための一時金加算を除いた交付基礎額に対して、0.08を乗じて得た額を記入すること。(千円未満切り捨て) (5) J欄は、E棚の額に関っ窓を比較して少ないほうの報を記入すること。(千円未満切り捨て) (6) K欄は、J欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。

 第
 号

 年
 月
 日

地方厚生(支)局長 殿

市町村の長印

(元号) 年度保育所等整備交付金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度保育所等整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
- 2 整備計画等実績の概要 別紙のとおり(別紙2 様式1-2)
- 3 精算額算出内訳 別紙のとおり(別紙2 様式1-3)
- 4 事業実績報告書 別紙のとおり(別紙2 様式1-4)
- 5 市町村及び設置主体の歳入歳出決算書(見込書) 抄本

(添付書類)

- ・市町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本
- (注)厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙2

(様式1-2)

保育所等整備計画・防音壁設置計画・防犯対策強化整備計画実績の概要

市町村名:	県	市		
	(単位:	千円)		

1. 整備計画等実績の概要

施設名	施設種別	設置主体	所 在 地	整備区分	対象経費の 実支出額	交付金 精算額	年次計画	抵当権 設定の 有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
		合計						

- (注)抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。
- (注)抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。

2. 整	備計画等と実績との比較及び進捗状	況

保育所等整備交付金精算額內訳

市町村名: 県	市								PI- 14 //	145 14 71		•							
											交付基礎	額の算定							
区分	施	設名	総事	業	青 寄付金その他 額等	也の収入	差引額	対象経費の 実支出額	選定額	交付基礎額 (設計料加算、開政學術費加算、 土地信料加算、定期借地維設定の ための一時金加算を除く)	豪雪地城等加算	交付基礎額 (設計料加算、開設準備費加算、 土地信料加算、定期信地框設定の ための一時金加額分)	算定額合計	交付金基本額	交付金所要額	交付金 交付決定額	交付金 受入済額	差引 過△不足額	市町村負担額
			А		円 B	円C	(=A- B)	円 D (≦ A) 円 E		F A	G (= F × 8%) 円	н Р	I (= F + G + H)	J 🖽	K 🖺	L I	Эм н	N (=M-K) [5]	O 円
8の(1)アに基づく 保育所等																			
施設整備事業																			
[定額2/3相当]	小	<u>}</u> (D																
8の(1)イに基づく 保育所等																			
施設整備事業																			
[定額1/2相当]	小	} (2																
9の表の①に基づく																			
保育所等 施設整備事業																			
[定額3/4相当]	小	2 (3)																
9の表の②③に基づく																			
保育所等 施設整備事業																			
[定額5.5/10相当]	小 i	} (
8の(2)に基づく																			
保育所機能部分 施設整備事業																			
[定額1/2相当]	小 i	H (5)																
9の表の①に基づく																			
保育所機能部分																			
施設整備事業 [定額3/4相当]	小	<u>21</u> (6)																
9の表の②③に基づく																			
保育所機能部分																			
施設整備事業 [定額5.5/10相当]	d\ i	B+ (9)																
8の(3)アに基づく																			
小規模保育事業所																			
施設整備事業 [定額2/3相当]	ds i	at (8)																
	19.	PI V	2														1		
8の(3)イに基づく 小規模保育事業所																			
施設整備事業 [定額1/2相当]		al. /	0																
	//\ i	PT \	9/														1		1
9の表の①に基づく 小規模保育事業所																			
施設整備事業 [定額3/4相当]		31	0																
	小	計 (10)		_														1
9の表の②③に基づく 小規模保育事業所																			
施設整備事業																			
[定額5.5/10相当]	小 i	計 (10					1		<u> </u>			1	<u> </u>			1	<u> </u>	1
8の(4)に基づく	-		1		1												1		-
防音壁整備事業 [定額1/2相当]																			
	小 i	H (12)																
8の(5)①に基づく 防犯対策強化									<u> </u>								1		
整備事業			<u> </u>																
[定額1/2相当]	小	} (13)																
8の(5)②に基づく																			
防犯対策強化 整備事業			-		-												-		
[定額1/2相当]	小	a (14)														1		1
合計(小計①+②+③+④+⑤+	-6-7-8-9-9	0+0+0+0+0)																
			_							_									

事業実績報告書

- 1. 実施施設の概要
- (1) 市町村名
- (2)施設の名称及び所在地(交付申請時から施設の名称に変更がある場合は交付申請時の 名称も併記すること。)
- (3) 施設種別

(保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所の別)

- (4)設置主体及び経営主体(交付申請時から変更がある場合は交付申請時の主体名も併記すること。)
- (5) 利用定員

現在定員(人)	増加定員(人)	合計 (人)

- 2. 施設整備に係る事業内容
- (1)施設の規模及び構造
 - ア 整備事業(解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く。)
 - (ア) 敷地面積
 - (イ) 敷地の所有関係(自己所有、借地、買収(予定)地の別)
 - (ウ) 施設整備の区分

(創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備、防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備(門、フェンス等の外構の設置、修繕等)、防犯対策の強化に係る整備(非常通報装置等の設置)の別)

m²	延面積_	<u>m²</u> 、	建築面積	(エ)建物の面積
			(<u>造</u>)	(オ)建物の構造
		もの)	(既存施設に係る	イ 解体撤去工事
m²	延面積_	<u>m²</u> ,	建築面積	(ア)建物の面積
			(<u>造</u>)	(イ)建物の構造
				(点) 建筑年日口

- (ウ)建築年月日
- (エ)補助金の区分((元号) 年度:国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ)処分(取り壊し)年月日

ウ 仮設施設工事	<u> </u>
----------	----------

(ア)建物の面積 建築面積 ㎡、延面積 ㎡

(イ)建物の構造 (造)

(2)支出済事業費総額

	総事業費	対象経費の 実支出額
	単位(円)	単位(円)
ア 本体工事費(イ~ケの合計)		
イ 工事費		
ウ 特殊付帯工事費		
工 外構工事費		
才 工事事務費		
カの実施設計費等		
キ 開設準備にかかる経費等		
ク 土地賃借料		
ケ 定期借地権設定のための一時金		
コの解体撤去工事費		
サー仮設施設整備工事費		
合計(ア、コ、サの合計)		

- (注1) 当年度における支出済事業費及び対象経費の実支出額を記入すること。
- (注2) 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施行期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- 才 解体撤去工事関係
- (ア) 着工年月日
- (イ)完了年月日
- 力 仮設施設工事関係
- (ア) 工事期間
- (イ) 仮設施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

ア 請負の場合は、工事請負契約書の写し

直営の場合は、支払領収書の写し 賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し(仮設施設整備のみ)

- イ 工事完了を確認するに足りる検査済証の写し (建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証)
- ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- エ 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
- オ 建物内外主要部分の写真
- 力 工事契約金額報告書(別紙2様式1-5)
- キ その他必要な書類

 番
 号

 年
 月

 日

各 市 町 村 長 殿

 〇〇法人〇〇会

 理事長
 〇〇
 〇〇

施工業者 株式会社△△建設 代表取締役 △△ △△

工事契約金額報告書

発注者(委託者)○○法人○○会と請負者(受託者)株式会社△△建設は、◇◇◇保育所建設工事に係る工事請負契約(設計監理委託契約)を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	乡	2約年月	日		金額	
当初〇〇工事請負契約	(元号)	年	月	日	金	円
○○変更(追加)契約	(元号)	年	月	П	金	円
	(元号)	年	月	П	金	円
設計監理委託契約	(元号)	年	月	П	金	円
	(元号)	年	月	日	金	円

保育所等整備交付金調書

国	地	方 公 共	団体	
	歳	歳		出
歳 出 予 算 科 目 の 額	科 目 予算現額 収入済額	うち交付金 科 目 予算現額 相 当 額 支	うち交付金 型 年 と出済額 相 当 額	備考 : 度 うち交付金 相 当 額
H	В В	В В	程 /	
(項)				
(目)				

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が 目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(元号) 年度保育所等整備交付金による施設の工事着工報告書

(市町村名) 〇〇県 〇〇市

施 設 の 種 類			į	施設	の名称	ī				ā	全置 団	体		
	構造		_造							Ī	直営・請負	の別		
7444 0 44 74 77 75	74.65.77.14		2	- +						与	平 約 年 月	月 日		
建物の構造及び面積	建築面積		_m²	工事	費合	T			円	着	雪工年	月 日		
	延面積		_m²							F	完成 予 定 年	月日		
		年	∄	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	金額	F	9	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
出来高	%	Q	6	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(注) 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

(元号) 年度保育所等整備交付金による施設の工事進捗状況報告

施設種類	列			-								<u>(†</u>	可时村名) 〇〇県	00	<u>市</u>					
施	設	名	設	置 =	主 体	創設、増築	交	付 金	額	12月ラ	末日の	3月末	日まで	繰越見込	高	繰越	見追	入額		備	考
,5			-		_ ''	等の別			_	出来高	0./	の出来								P10	,
							Α		円	В	%	С	%	D (100-C)	% I	E (A×	D)	円			
^^^^	~~~~																				
^/////	·/////	^/^//		///	^^^^		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	·////	·///	^^^^	^^^^		^/////	<u> </u>	^//	·///	////	////) 	////	^ /^/^
合	Ē	†																			

 第
 号

 年
 月

 日

地方厚生(支)局長 殿

市町村の長印

(元号) 年度保育所等整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

(注) 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

(別 紙)

				交	付	決	定	の	内	容			年	度	内道	遂 行	丁 §	実 績	37	! 年	度	繰	越	頂	事	業実	€ 施	期	間		
事	業	名	事	業	費円	交基	付本	金額円	交	付 金	額円	事業実績	費 支 見 辺	₹払 と額 円	事進	業 歩 率 %		₹付金受入額 円	事	業	費円	交	付	金円	着手	年 月	完年	音了· E	予 定 月	摘	要
																		······································													

第		号
年	月	Е

地方厚生(支)局長 殿

市町村の長印

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度保育所等整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画等内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第15条の規定による確定額又は事業実績報告書による精算額

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要交付金等返還相当額) <u>金</u>円
- 4 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

(注) 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。